

2012（平成24）年度事業計画

公益社団法人 日本複製権センター

《はじめに》

社団法人日本複製権センターは、1991（平成3）年に設立されて以来、長年にわたり著作権の管理事業を通じ、日本の学術・文化の発展・振興に寄与してきた。

2005（平成17）年、国によって「法人制度改革」が決定されたことを受け、社団法人日本複製権センターは、公益社団法人に移行すべく、2011（平成23）年10月に内閣府に対して移行認定の申請を行い、2012（平成24）年1月にこれが受理されたため、4月1日から、「公益社団法人日本複製権センター（以下「JRRC」という）」として再出発することを決定した。

このため、JRRCは、制度の趣旨を踏まえ、不特定かつ多数の利益の増進に寄与するため、今まで以上に著作物の利用環境の変化に対応していくことを目指し、2012年度の事業計画を策定した。

2012（平成24）年度は、以上の観点から重点事業を定め、定款に定める各種事業を実施することとする。

《重点事業》

1. 公益社団法人としての事業推進

公益社団法人としての社会的役割を果たしていくため、今まで以上に著作物の管理受託を拡大し、その著作物の権利を適正に保護しながら利用者との契約締結の促進を図る。

そのため、積極的な広報・宣伝活動を通じてJRRCの認知度を高め、簡便な方式による契約で適法な著作物の利用が可能になることを訴求していく。

2. デジタル領域での著作物利用への取り組み強化

近年のデジタル技術の進歩、及び情報管理の効率化に伴い、企業、公共機関をはじめ、あらゆる組織での情報の収集・提供において、単純な「複写」ではなく、スキャンとプリントアウトというような「デジタル化を伴った著作物の利用」が進んでいる。

従来の管理受託範囲は、一定範囲の「紙ベースの複写」利用に限定されていたが、デジタル領域での著作物の利用が一般化されている現状を踏まえ、且つ、公益社団法人としての社会的役割を勘案し、利用者からの要請にも応えるべく、可能な「著作物のデジタル利用の管理範囲」を提案できるよう、JRRCに管理を委託している権利者と共に検討を行なう。

3. 使用料規程の改定

長年の懸案となっている使用料規程の改定に関し、著作物の新しい利用態様も視野に入れて行ってきた検討結果を踏まえ、2013（平成25）年度からの実現に向けて使用料規程改定案を提案し、2012（平成24）年度内に必要な手続きを行なうことを目指す。

4. ウェブサイト機能の拡充及び新管理著作物検索システムの拡充

公益社団法人としての基盤をより充実させるため、また、利用者の契約・報告・請求に係る手続きをより簡素化するため、契約の申し込みから年間使用料の報告及び請求書発行

に至るまで、すべてをオンラインシステムで処理可能とするウェブサイト機能を新たに構築する。

また、2011（平成 23）年度に導入した新管理著作物検索システムの機能を更に強化し、利用者の利便性向上と JRRC の事務効率化を図る。

《経常事業》

I. 複製に係る権利行使の委託を受けた著作物の複製等の利用許諾、並びに同利用許諾に係る使用料の徴収、分配に関する事業

1. 複写利用許諾契約手続きの簡素化

公益社団法人移行を機に、これまでの契約手続き全般に関して以下の見直しを行い、より簡素化することで利用者の利便性向上と事務効率化を図る。

- ① 覚書を廃止して「年間使用料報告書」方式の導入
- ② HP の機能拡充による契約手続きから請求書発行までの一貫システム化
- ③ 契約書の書式見直しによる書式統一化・簡素化
- ④ 電子メールの利用促進による契約手続きの迅速化

2. 個別権利者を対象とした著作物管理システムの導入検討

公益社団法人として不特定かつ多数の利益増進に寄与するという観点から、管理委託契約のあり方、使用料の設定・徴収・分配方法等のあり方について検討を行い、管理著作物の範囲拡大を目指す。

3. 複写使用料の徴収

2011（平成 23）年度の東日本大震災や欧州債務問題等の影響による経済状況の悪化、これらを引き金とした企業の統廃合等、楽観できない状況下にあるが、より積極的な契約締結促進活動を実施し、契約者数の増加を図ることにより、2011 年度事業計画での目標額を 500 万円上回る 2 億 500 万円を徴収目標とする。

4. 実態調査方法の改善・検討

これまでの実態調査方法の議論を踏まえ、2011（平成 23）年度はより精度の高い実態調査を実施するために調査方法の改善が行われたが、2012（平成 24）年度は引き続き調査実施サイクル、調査方法等について継続検討を行う。

5. 複写使用料の分配

2011（平成 23）年度分として徴収した、著作物複写等利用許諾契約に係る個別契約及び包括許諾契約に基づく複写使用料、並びに財団法人大宅壮一文庫、独立行政法人科学技術振興機構及び他の文献複写等のサービスを行っている事業者による複写使用料を、それぞれの利用に関する調査データ、使用実績報告等に基づき、2012（平成 24）年度末に各会員団体に分配する。

6. 国内他団体との連携による国際的複写利用の促進

昨今、国内著作物だけでなく国外著作物に関する複写利用も広く行われていること、

また、日本の著作物が海外で広く複写利用されている実態を踏まえ、国際間の著作物の複写利用に関する許諾システムの重要性が高まっている。

従って 2012（平成 24）年度は、国際的な著作物の複写利用の促進に向けて、具体的な施策の検討を速やかに行う。

7. ワンストップサービス実現のための契約窓口事務に係る調査・検討

公益社団法人としての役割を果たすため、JRRC が利用者のための一本化された契約窓口として機能するよう、必要な手続き、要件等の調査・検討を行う。

II. 著作権思想の普及及び調査研究に関する事業

1. 一般及び利用者への思想普及・啓蒙活動

(1) JRRC の自主事業

公益社団法人化に伴い、一般及び利用者を対象に広く著作権に関する知識の普及・啓発活動を行う。

- ① JRRC 主催の著作権セミナー、講演会等の開催
- ② 有力利用企業・団体を対象にしたアフィリエイト・グループ組織の検討
- ③ 日本複製権センターニュース No.1 の発行
- ④ 著作物複写利用に関する啓発用パンフレット等の作成
- ⑤ 契約締結促進用ノベルティの製作
- ⑥ HP 及び業界紙等での広報・宣伝活動の充実

(2) 文化庁、著作権情報センター等の普及事業への参加

- ① 文化庁著作権セミナーへの協賛団体としての参加
- ② 同庁の著作権教育連絡協議会の一員として著作権思想の普及啓発活動への参加
- ③ 著作権情報センターの正会員として同センターの普及・啓発活動への協力
- ④ 国内外セミナー、研修会への講師の派遣

2. 調査・研究

国内外の著作権法改定動向、集中管理事業動向等、JRRC にとって必要な情報を収集すると共に、国内外の関連団体との連携を通じて国際的な著作物の利用に関する調査研究を行う。

3. 国際複製権機構連合(IFRRO)との連携

国外 RRO との双務協定締結のための調査研究、国際的な著作物の利用に関する動向の情報収集、調査等、IFRRO の正会員団体として積極的に活動に参加することとする。

4. 図書館における著作物利用に関する協議への参加

権利者側 6 団体と図書館側 5 団体の「図書館における著作物の利用に関する当事者協議会」に参加し、JRRC の管理事業に関する事項について、権利者と共に必要な検討を行う。

Ⅲ. 著作物の利用に係る相談、助言に関する事業

一般からの著作物複写利用に関する電話やメールによる照会や相談に対し、必要な手続きの説明等を通して著作権に関する知識の普及・啓発を図ると共に、他の問い合わせ先の紹介やアドバイス等を行う。

以上